

1 京都市の概要

○ 位置

本市は、本州のやや西寄りの北緯34度52分～35度19分、東経135度33分～135度52分に位置し、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つです。これらの三都市は比較的近接し、三都市を中心に都市機能が集積する京阪神都市圏が形成されています。

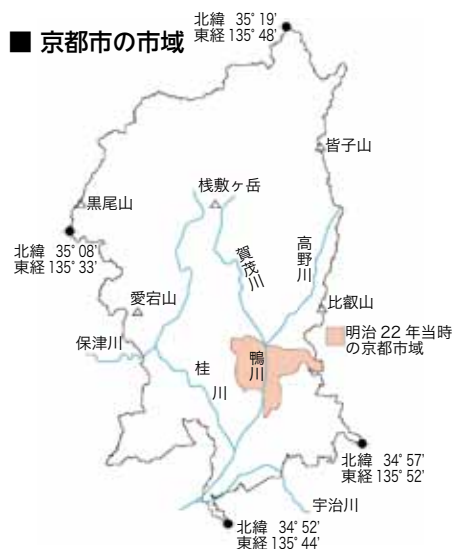
○ 地勢

本市が市制を施行したのは1889(明治22)年4月1日です。当時の市域は、上京区、下京区の2区からなり、市域面積は2,977ヘクタールでしたが、その後順次周辺市町村を編入し、2005(平成17)年4月に京北町と合併したことにより、市域面積は82,790ヘクタールとなりました。東西方向は約29キロメートル、南北方向は約49キロメートルに及び、人口約147万人を擁する政令指定都市です。

■ 近畿地方における京都市



■ 京都市の市域



○ 地形

本市は三方を山に囲まれ、京都盆地と山科盆地に市街地が形成されています。三方を取り囲む北山、東山、西山は、おおむね標高400～600メートルの山々からなっています。市域を流れる主要な河川は、桂川、宇治川、鴨川の3河川で、市域南部で合流し、淀川となって大阪湾に流れ込んでいます。

○ 土地利用

2010(平成22)年現在、市域全体の面積のうち、農地は約3.4パーセント、森林は約74パーセントを占めており、市街地の面積(DID面積)は、市域面積の約17パーセントに当たる約14,000ヘクタールとなっています。

上京区、中京区、下京区、東山区の都心4区を中心とする旧市街地では、商業・業務地としての土地利用が集積するとともに、西陣織や京焼等の伝統産業が残り、職と住が共存する市街地が広がっています。また、市街地西部並びに南部については、機械、電気、化学など、近代工業を営む工場が多数立地しています。更に、郊外部には良好な自然環境を生かした住宅地が広がっています。

市街地の周辺部では、壬生菜、聖護院大根など特色ある京野菜などの農業生産が営まれ、また、北山では全国的にも有名な磨き丸太の生産など、個性的な農林業が営まれています。



2 平安京から近世までの都市形成の歩みと計画

○ 平安時代

平安京は、794(延暦13)年、唐の首都長安を模して、その3分の1の規模で造営されたもので、東西約4.5キロメートル、南北約5.2キロメートルに及ぶ方形の都城です。その中央には、船岡山を北の起点として市街地を南北に貫く朱雀大路(現在の千本通、幅約85メートル)が設けられ、これによって都城は左京・右京に分けられました。また、大内裏、羅城門、東寺、西寺、東市、西市等が計画的に配置されました。

■ 平安京と現在の京都市街

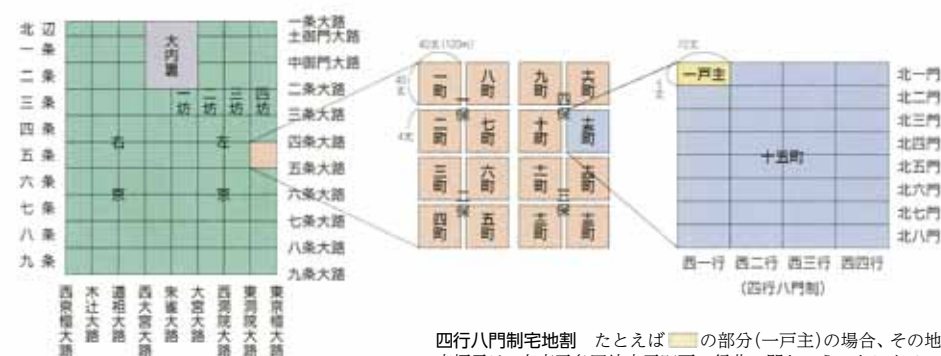


■ 平安京模型写真



京中はいわゆる条坊制によって構成されています。40丈(約120メートル)四方の町を基本単位とし、4町で1保、4保で1坊とし、坊ごとに大路が通されました。1町は、4行8門制に基づいて東西に4行、南北に8門に分割され、32戸主から構成されました。1戸主とは当時の基準宅地で、間口5丈(約15メートル)、奥行き10丈(約30メートル)の大きさです。

■ 平安京の町割り



四行八門制宅地割 たとえば黄色の部分(一戸主)の場合、その地点標示は、左京五条四坊十五町西一行北一門ということになる。

出典：『平安建都1200年記念 甦る平安京』

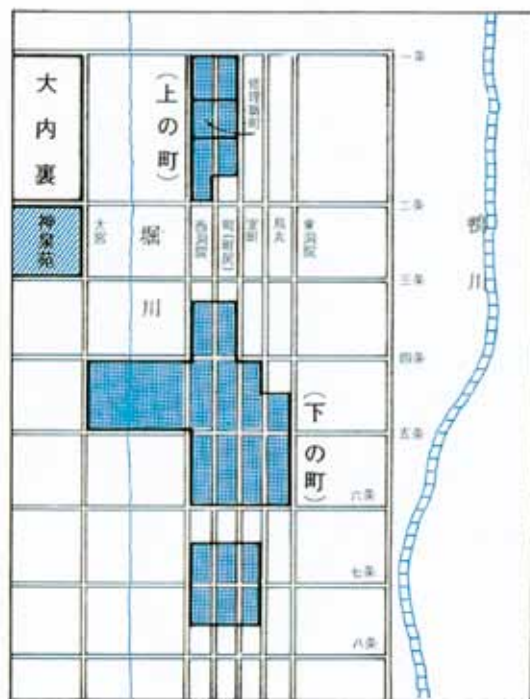
○ 鎌倉時代～戦国時代

朝廷の権力は衰えましたが、古代王朝の伝統技術を受け継いだ民衆の手により、京都は商工業都市として栄え、政権が鎌倉に移った後も、日本の商工業の中心的地位を保っていました。13世紀中頃には、「左京」「右京」から、宮廷に関係するものの町である「かみまち」と商工業者の町である「しもまち」に構成が変化しました。

15世紀後半、応仁の乱(1467(応仁元)年)によって、京都は廃墟となりましたが、民衆の力によって、新しい京の町が造られました。町は、古代の条坊制とは異なり、道路をはさむ両側の家々で構成されるとともに、御所の西側に発達した商人町から西陣にかけての「上の京」と祇園会の鉾町を中心とする商人町「下の京」の2つの市街地が形成されました。

応仁の乱以降続いた戦乱後、豊臣秀吉が平安遷都以来の一大土木工事を起こしました。その一つが太閤お土居(どい)の築造(1591(天正19)年起工)です。外敵に対する防御と洪水対策のために京洛中と洛外を区別する土塁を築き、更に、京中央に秀吉の居城たる聚楽第を営み、禁裏を北東に移して、京都のまちを城下町化しました。

■ 室町期の上の町, 下の町



二つ目は、市街地の新しい地割の実施です。平安京以来の正方形街区に南北道路を通して矩形街区とし、土地利用の増進や家屋の整理を図るとともに、洛内に散在していた諸寺院を現在の寺町と寺ノ内に集めました。

こうした都市改造によって、京都の町は近世の城下町へと変化した、今日の市街地にも引き継がれています。

■ 近世初期の京都



○ 江戸時代

1603(慶長8)年、徳川家康が江戸に幕府を開設したため、京都は所司代の所在地となり、政治の中心から離れていきましたが、商工業都市の地位は変わりませんでした。

商工業発展の障害であった内陸地の交通難を打開するため、角倉了以は1606(慶長11)年に大堰川を開削し、丹波との木材運搬を可能にし、1611(同16)年には高瀬川を鴨川に沿って開削しました。これにより、高瀬川は人と物資の輸送動脈となっていました。

1657(明暦3)年江戸の大火(振袖火事)の頃より、西陣機業の発展はめざましく、元禄年間(1700年頃)には、織屋約5千軒、機数1万台に達していました。更に、染物、陶業、漆器、銅器等現在に生きている伝統諸産業は最盛期を迎えました。近世300年間に、焼亡1万戸以上の大火が7回もありましたが、そのつど、強靱な民衆の力で復興されました。そして幕末、政治の舞台は京都に移り明治維新を迎えることとなりました。

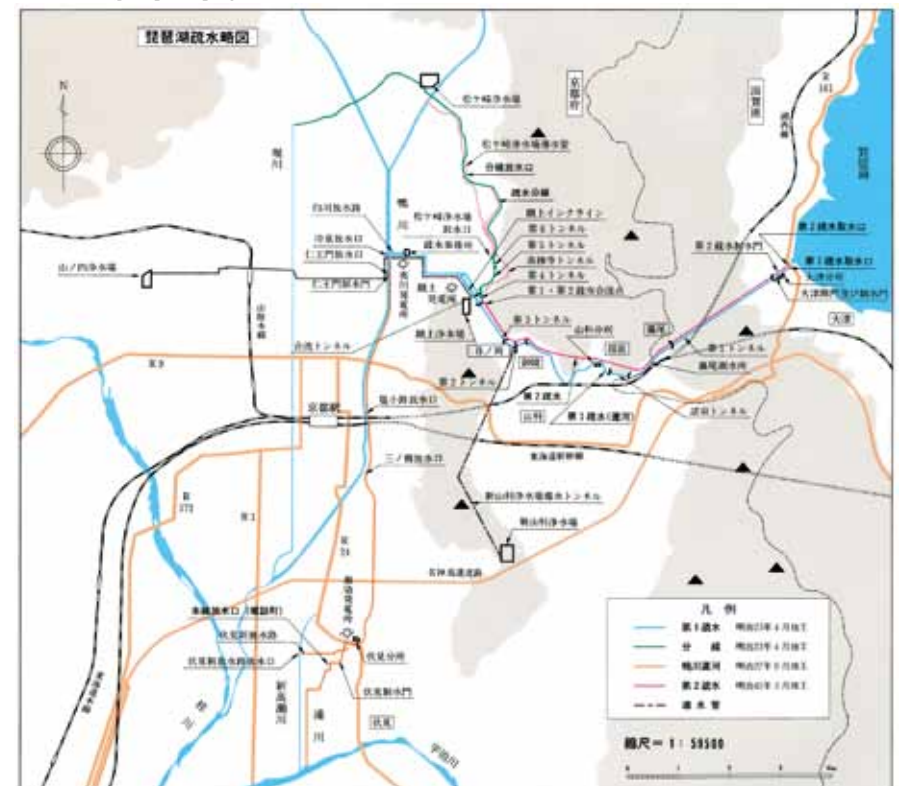


3 明治・京都市制施行から戦前までの都市計画

○ 明治

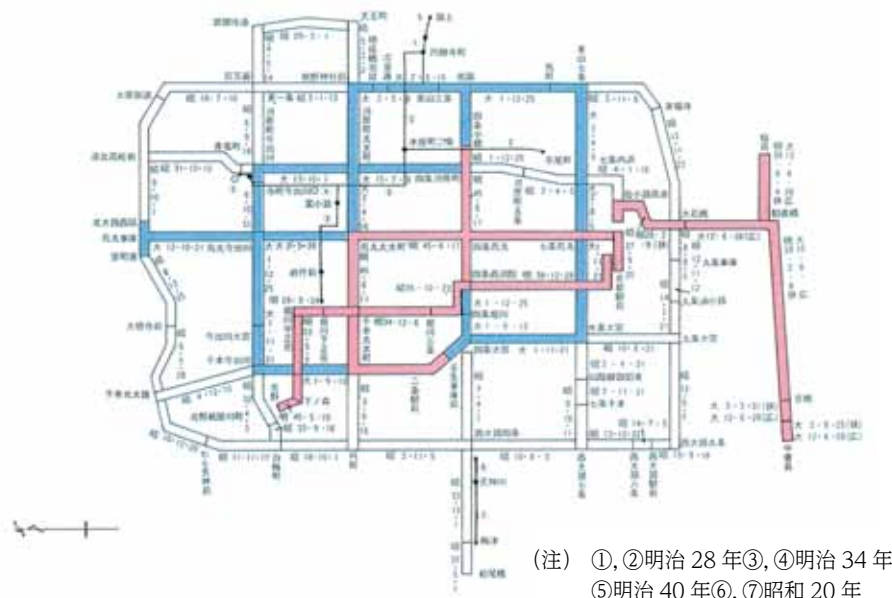
明治維新によって東京に首都が移されると、京都は急速に衰退しました。この京都を復興させるために中心となって活動したのが第3代京都府知事北垣国道(在1881(明治14)年1月～1893(明治26)年7月)です。北垣知事は琵琶湖疏水事業(1890(明治23)年に竣工)を進め、日清戦争を背景に増大した市内の電力需要に応える一方、将来的に人口が増加すれば東京市の市区改正事業にならって、京都市も道路を構築するなどの構想を描いていました。

■ 琵琶湖疏水の水系



1900(明治33)年6月、初代京都市長内貴甚三郎は、市会で道路拡張(烏丸通の拡張計画を含む)と下水事業を中心とした「京都策」を述べ、その後、1908(明治41)年に第2代市長西郷菊次郎(西郷隆盛の子)は、第二疏水・上水道建設(下水より優先)・道路拡張(市営電気鉄道敷設)という三大事業に着手しました。三大事業の財源には、内債よりも低利な外債を活用し、償還には電気事業と市電の収入を充てました。この三大事業により、1912(明治45)年4月には上水道の給水が始まり、5月には第二疏水が開通、1913(大正2)年3月には道路拡張及び市営電気鉄道敷設工事が完了しました。この三大事業は、街路の狭い近世以来の京都を広軌の市街電車や自動車が通れる近代都市に再生したという意味で画期的な事業であり、また、上水道建設は都市における伝染病予防に大きく貢献しました。

■ 市電の開通年次



○ 大正・昭和戦前

1914(大正3)年、第1次世界大戦勃発以来、資本主義経済が急速に発展し、産業と人口の都市集中が著しくなったため、都市計画の法定化の要望が高まり、1918(同7)年に首都建設のために東京に適用されていた東京市区改正条例が本市に準用されましたが、1919(同8)年に都市計画法及び市街地建築物法が制定され、翌1920(同9)年に本市にも適用されました。

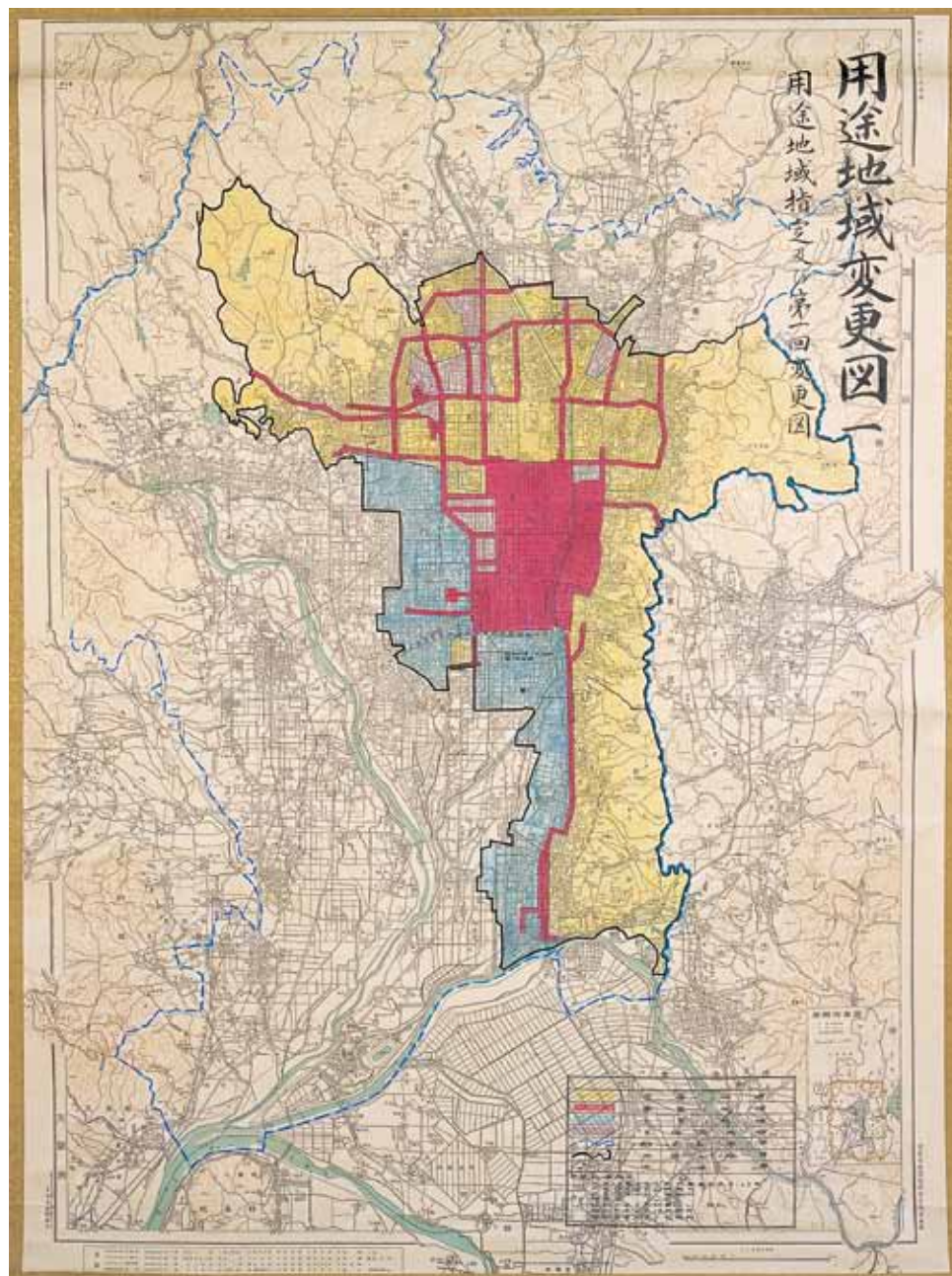
1922(大正11)年、本市に都市計画区域が指定され、同年に防火地区、1924(同13)年に用途地域が指定されました。1930(昭和5)年に自然景観を守る風致地区が指定されました。

また、1926(大正15)年に旧市街地周辺の土地区画整理事業が、1930(昭和5)年に第1期下水道築造が認可され、1932(同7)年に都市公園の計画決定が行われました。

都市計画事業の中心は道路計画でした。1927(昭和2)年に旧市街を中心に、以降、洛西工業地区、右京、伏見に幹線道路の追加決定がされて、1934(同9)年には79路線に達しました。都市計画事業は次々と実施されていきましたが、戦時体制下に入って、各事業は中止されました。



■ 最初の用途地域指定図(1924(大正13)年)と第1回変更図



4 戦後の都市計画

○ 戦災復興と「京都国際文化観光都市建設法」

第2次世界大戦により全国で空襲を受けた都市は215都市、焦土と化した市街地は50万ヘクタールに及びました。これに対し、国は1946(昭和21)年に特別都市計画法を制定し、戦禍からの復興と都市の整備に取り組みました。

本市は、大規模な戦災は逃れたものの、戦時中の人的・物的消耗により、都市は極度に疲弊しました。そのため、1945(昭和20)年に「京都市振興対策」を策定し、復興に乗り出しました。また、戦時中に実施された建物疎開の跡地を利用し、道路・広場及び公園が造られ、御池通、五条通、堀川通などが完成しています。

1950(昭和25)年には建築基準法が制定され、用途地域制度の充実により、緑地地域、住居専用地区が新設されました。

また、同年、本市を美しくかつ豊かな文化観光都市とするため、「京都国際文化観光都市建設法」が制定され、本市における都市計画はすべてこの法律に基づいて定められることとなりました。

■ 疎開で建物が撤去された堀川通(1945(昭和20)年)



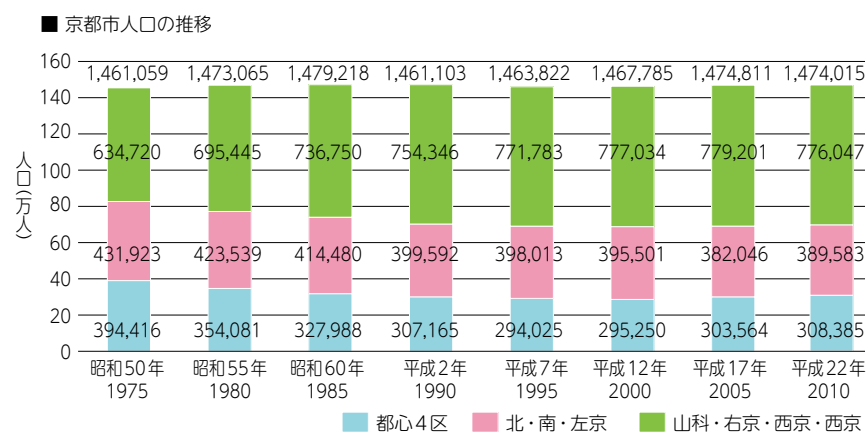
○ 1968(昭和43)年都市計画法の制定

1955(昭和30)年以降の経済の高度成長に伴い、人口、産業、財政投資が大都市に集中し、地価の上昇、市街地のスプロール化等の問題が顕著になってきました。旧都市計画法ではこうした状況に対応できなくなったため、1968(昭和43)年に都市計画法の抜本的な改正が行われ、市街化区域・市街化調整区域の区域区分制度や開発許可制度の導入をはじめとして都市計画の体系化が図られました。

また、1969(昭和44)年には「都市再開発法」が制定され、1970(昭和45)年に「建築基準法」が改正されたほか、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐ目的で、1974(昭和49)年には「国土利用計画法」が制定されるなど、都市や国土をめぐる法体系が整えられました。

本市では、都市計画法の改正に基づき、1971(昭和46)年に市街化区域と市街化調整区域が決定され、1973(昭和48)年には用途地域の全面的な改定が行われました。

また、国道1号(外環状線)、国道9号バイパス(五条通)、北山通、丸太町(西伸)等の幹線道路をはじめとする道路整備や土地区画整理事業が着実に進められました。



○ 地区計画制度の創設

その後、1980(昭和55)年に地区計画制度が創設されました。地区計画は、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるものであり、各地で広がりつつあったまちづくりにいかせる有効な手段として活用されています。

○ 「保全、再生、創造」のまちづくり

1991(平成3)年に「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」を設置し、2次にわたり出された答申を踏まえて「新京都市基本計画」を1993(平成5)年に策定しました。この新基本計画では、伝統を生かし、創造を続けるまちづくりを進めるため「保全、再生、創造」の考え方を導入しました。市域を3つの区域に大別し、それぞれの区域において自然環境や歴史的特性との調和を図ったきめ細かなまちづくりを進めることを位置付けました。

○ 景観を保全・形成する取組

1995(平成7)年に良好な都市環境の形成及び保全を図り、市街地の景観を整備することを目的として、「市街地景観条例」を全面的に改正しました。また、2005(平成17)年に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の答申を踏まえ、従来の景観政策を抜本的に見直し、①建物の高さ規制の見直し、②建物等のデザイン基準や規制区域の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤京町家などの歴史的建造物の保全・再生とそれらを支える支援制度で構成される新景観政策を2007(平成19)年から実施しています。

■ 都市計画関連年表

年 月	事 項
1877(明治10)年 2月	京都神戸間の鉄道開通に伴い、七条停車場（後の京都駅）の開設
1879(明治12)年 3月	上京, 下京両区設置
1885(明治18)年10月	琵琶湖疏水起工式挙行
1886(明治19)年 8月	本市最初の公園として円山公園を開設
1889(明治22)年 4月	市制施行(本市は市制特例により自治権を制約された)
6月	初めての市会が開催される。(6月14日)
1890(明治23)年 4月	琵琶湖疏水竣工式挙行
1895(明治28)年 2月	市電開通
1898(明治31)年10月	東京・京都・大阪の3市の市制特例が撤廃
1900(明治33)年 6月	内貴市長が市会で京都策を述べる。
1904(明治37)年 7月	岡崎公園開園
1908(明治41)年10月	三大事業起工式挙行
1912(明治45)年 3月	蹴上浄水場完成
6月	三大事業竣工祝賀会開催(水道給水開始, 第二琵琶湖疏水通水, 市営電車の運転開始)
1913(大正 2)年	千本通, 烏丸通, 東大路通等7路線完成
1918(大正 7)年 4月	愛宕郡白川村, 下鴨村など16町村を編入
6月	東京市区改正条例を京都市に準用
1919(大正 8)年 4月	(旧)都市計画法, 市街地建築物法制定(施行大正9年1月)
9月	京都市区改正設計街路の都市計画決定(15路線)
1922(大正11)年 8月	京都都市計画区域の決定(23,854.51ha 市域内6,043.0ha, 市域外17,811.51ha)
10月	甲種防火地区及び乙種防火地区の決定
1924(大正13)年 3月	用途地域の決定

年 月	事 項
1926(大正15)年 9月	「京都都市計画土地区画整理」の都市計画決定(面積約313万坪)
1927(昭和 2)年12月	中央卸売市場(第一市場)業務開始
1928(昭和 3)年 5月	市バス営業開始
1929(昭和 4)年 3月	中京区, 左京区, 東山区増設
1930(昭和 5)年 2月	風致地区の第一回決定(3,386.9ha)
1931(昭和 6)年 4月	伏見市他26町村編入(22,822ha)
1936(昭和11)年 7月	横大路塵芥焼却場業務開始
1947(昭和22)年 3月	疎開地跡に都市計画街路を決定(御池通, 五条通, 堀川通)
1948(昭和23)年 4月	中川村, 小野郷村編入(36.66ha)
1949(昭和24)年 4月	岩倉村他7箇村編入(209.85ha)
1950(昭和25)年 5月	建築基準法制定
10月	京都国際文化観光都市建設法制定
12月	大枝村ほか2カ町編入(13.34ha)
1954(昭和29)年 5月	土地区画整理法制定(施行昭和30.4)
1955(昭和30)年 5月	緑地地域を指定(8,746.65ha)
9月	北区, 南区の新設で行政区が9区になる。
1956(昭和31)年 5月	市民憲章を制定
9月	政令指定都市となる
11月	京都市屋外広告物条例制定
1957(昭和32)年 4月	広河原, 淀町を編入(27.29ha)
1959(昭和34)年11月	久世村, 大原野村を編入(29.11ha)
1960(昭和35)年 4月	京都会館完成
8月	駐車場整備地区の決定(305.40ha)
10月	市域面積61,061haに確定
1965(昭和40)年 7月	工場等制限法施行, 制限区域指定(6,267ha)

年 月	事 項
1966(昭和41)年	古都保存法制定
1967(昭和42)年 2月	歴史的風土特別保存地区の決定(117ha)
1969(昭和44)年 4月	まちづくり構想—20年後の京都—発表
//	近郊緑地保全区域の指定(3,341ha)
5月	洛西新住宅市街地開発事業(洛西ニュータウン)の都市計画決定
6月	新「都市計画法」施行
9月	近鉄高架化完成(京都～東寺間)
1970(昭和45)年 3月	外環状線(山科～府道京都守口線)完成
5月	高度地区の決定
1971(昭和46)年12月	市街化区域(14,881.30ha),市街化調整区域(33,168.70ha)の決定
12月	一団地の住宅施設(向島ニュータウン)の都市計画決定
1972(昭和47)年 4月	京都市市街地景観条例制定
7月	京都市建築協定条例制定
9月	美観地区,特別保全修景地区の決定
12月	京都市宅地開発要綱施行
1973(昭和48)年11月	マイカー観光拒否宣言
12月	新用途地域,原谷特別工業地区の決定
1974(昭和49)年 3月	地下鉄烏丸線の都市計画決定(北山～竹田間)
8月	生産緑地法施行
12月	国土利用計画法施行
1975(昭和50)年10月	京阪電気鉄道京阪本線の都市計画決定
12月	生産緑地地区の第一回決定
1976(昭和51)年 4月	建築物環境整備要綱施行
//	京都市伝統的建造物群保存地区条例制定
6月	伝統的建造物群保存地区の決定(産寧坂,祇園新橋地区)

年 月	事 項
1976(昭和51)年 8月	京都駅南口地区第一種市街地再開発事業,高度利用地区の都市計画決定
10月	山科区,西京区の新設で行政区が11区に
1978(昭和53)年 9月	市電全線営業廃止
10月	世界文化自由都市宣言
1979(昭和54)年 2月	伝統的建造物群保存地区の決定(嵯峨鳥居本地区)
11月	日影規制と中高層建築物に関する指導要綱を施行
1980(昭和55)年 5月	都市計画法改正 地区計画制度の創設
2月	市街化区域,市街化調整区域の変更
1981(昭和56)年 5月	地下鉄烏丸線(北大路～京都間)開業
11月	洛西中央緑地保全地区の決定
1983(昭和58)年 1月	京都市古都保存協力税条例可決
7月	京都市基本構想議決
11月	鴨川電気鉄道鴨東線の都市計画決定
1984(昭和59)年 1月	洛南新都市構想発表
1985(昭和60)年 5月	京都市基本計画発表
9月	京都市地区計画の案の作成手続に関する条例制定
10月	京都市自転車放置防止条例施行
12月	京都市歴史的界隈景観保全整備要綱策定
1986(昭和61)年 4月	京都市環境管理計画策定
5月	京都市初の地区計画を決定(西京桂坂地区)
1987(昭和62)年 5月	京阪本線地下化完成
8月	京都高速道路新十条通の都市計画決定
11月	「大都市の保全と開発」国際専門家会議開催
//	第1回世界歴史都市会議開催
1988(昭和63)年 3月	京都市古都保存協力税条例廃止
4月	京都市総合設計制度取扱要綱制定

年 月	事 項
1988(昭和63)年 4月	伝統的建造物群保存地区の決定(上賀茂地区)
6月	地下鉄烏丸線(京都～竹田間)開通
1989(平成 元)年 6月	地下鉄東西線の都市計画決定(醍醐～二条間)
8月	京都第二外環状線の都市計画決定
//	京都市都市景観賞制定
11月	山科駅前地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定
1990(平成 2)年 5月	川端通(冷泉通～塩小路間)開通
9月	御池地下駐車場の都市計画決定
10月	地下鉄烏丸線(北山～北大路間)開通
1991(平成 3)年 4月	生産緑地法改正
5月	「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」設置
7月	京都市地区計画の案の作成手続に関する条例改正
11月	「伝統と創造の調和したまちづくり推進のための土地利用及び景観対策についての第1次答申」
//	健康都市構想策定
1992(平成 4)年 4月	「伝統と創造の調和したまちづくり推進のための土地利用及び景観対策についての第2次答申」
6月	都市計画法改正(用途地域の種別細分化等)
//	建築基準法改正
10月	市街化区域, 市街化調整区域の見直し
//	用途地域の見直し
12月	地下鉄烏丸線の都市計画変更(国際会館～北山間延伸)
//	京都駅地区特定街区の都市計画決定
//	御池第二駐車場の都市計画決定
//	生産緑地法改正による生産緑地地区の変更

年 月	事 項
1993(平成 5)年 3月	新京都市基本計画発表
//	京都高速道路堀川線, 油小路線, 西大路線, 久世橋線の都市計画決定
1995(平成 7)年 1月	阪神淡路大震災
1994(平成 6)年12月	市内14件の資産が世界遺産条約へ登録
3月	京都市市街地景観整備条例公布(施行平成8.5)
//	京都市風致地区条例公布(施行平成7.4)
//	京都市自然風景保全条例公布(施行平成8.5)
4月	京都市人にやさしいまちづくり要綱施行
12月	伝統的建造物群保存地区の変更(石塀小路地区を産寧坂地区に含める)
1996(平成 8)年 3月	新京都市環境管理計画策定
5月	新用途地域の指定, 15m高度地区の新設
8月	京都市屋外広告物等に関する条例公布
1997(平成 9)年 6月	地下鉄烏丸線(国際会館～北山間)開通
//	環境影響評価法公布(施行平成11.6.12)
10月	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター設立
//	地下鉄東西線(醍醐～二条間)開業
12月	地球温暖化防止京都会議(COP3)にて「京都議定書」採択
1998(平成10)年	まちづくり三法(改正都市計画法, 中心市街地活性化法, 大規模小売店舗立法)の制定(ただし, 大規模小売店舗立法については平成12年6月施行)
12月	京都市環境影響評価等に関する条例公布(施行平成11.6.12)
1999(平成11)年 7月	地方分権一括法施行
3月	地下鉄東西線の都市計画変更(六地藏～醍醐間の延伸)

年	月	事 項
	4月	京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例公布(施行平成11.5.1)
	12月	「京都市基本構想(グランドビジョン)」策定
2000(平成12)年	4月	地方分権一括法施行に伴う改正都市計画法施行
	//	京都市都市計画審議会条例施行
	6月	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行
2001(平成13)年	1月	「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」設置
	//	「京都市基本計画」「各区基本計画」策定
2002(平成14)年	2月	都市計画道路の一部廃止に係る都市計画変更(10路線,約5.7km)
	5月	「京都市都市計画マスタープラン」策定
	//	「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」提言
	//	地下鉄東西線の都市計画変更(二条～天神川間の延伸)
	//	太秦東部地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定
	6月	都市再生特別措置法施行
	7月	工場・大学等制限法廃止
	10月	京都市内3地域が都市再生緊急整備地域の第2次指定を受ける
2003(平成15)年	1月	改正都市計画法施行(都市計画提案制度創設)
	4月	京都市市民参加推進条例施行
	5月	職住共存地区において「京都市都心部のまちなみ保全・再生にかかる審議会」提言を受けた京都市都心部

年	月	事 項
		の新しい建築のルール(高度地区,美観地区,特別用途地区)」を施行
2004(平成16)年	5月	「都市計画区域の整備,開発及び保全の方針」策定
	6月	景観法制定(施行平成16.12)
	8月	京都市防災都市づくり計画策定
	11月	地下鉄東西線(六地蔵～醍醐間)開通
	12月	地域地区の見直し(用途地域の変更,敷地面積の最低限度の設定,特別用途地区の拡大)
2005(平成17)年	4月	京北町と合併
	7月	「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」設置
	12月	京都市景観計画策定
2006(平成18)年	3月	「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」からの「中間取りまとめ」
	5月	都市計画法の改正(都市計画提案権者の拡充,準都市計画区域制度の拡充,大規模集客施設の立地規制,開発許可制度の見直し,開発整備促進区の創設)
	8月	改正都市計画法の施行(都市計画提案権者の拡充)
	11月	改正都市計画法の施行(準都市計画区域制度の拡充)
	//	「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」からの「最終答申」
2007(平成19)年	7月	「京都市建築物耐震改修推進計画」策定
	//	新潟県中越沖地震
	9月	新景観政策に基づく高度地区,美観地区及風致地区の変更,12m・25m高度地区の新設,45m高度地区の廃止,京都市景観計画の変更

年	月	事 項
2008(平成20)年	10月	「歩いて楽しいまちなか戦略」社会実験
	11月	改正都市計画法の施行(大規模集客施設の立地規制, 開発許可制度の見直し, 開発整備促進区の創設)
	//	市街化区域, 市街化調整区域の見直し
	1月	地下鉄東西線(二条～太秦天神川)開通
	//	京都高速道路油小路線開通
	5月	「京都市市街化調整区域における地区計画運用基準」の策定(施行7月)
	6月	京都高速道路新十条通開通
	8月	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の制定(施行11月)
2009(平成21)年	3月	「京(みやこ)の景観ガイドライン」作成
	5月	「らくなん進都(高度集積地区)まちづくり推進プログラム」策定
	6月	用途地域及び高度地区(斜線制限の種別のみ)の見直し
2010(平成22)年	11月	「歴史的風致維持向上計画」の国の認定
	1月	「歩くまち・京都」総合交通戦略策定
	3月	「京都市建築物安心安全実施計画」策定
	//	「京都市住宅マスタープラン」の策定
	//	「京都市緑の基本計画」策定
	5月	用途地域及び高度地域の見直し
	6月	「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」の改定
	12月	「はばたけ未来へ!京プラン(京都市基本計画)」策定

年	月	事 項
2011(平成23)年	1月	各区基本計画策定
	3月	東日本大震災
	//	「京都市地球温暖化対策計画」策定
	4月	都市計画道路の一部廃止にかかる都市計画変更(42路線, 約52.7km)
	//	京都市地球温暖化対策条例改正
	5月	京都市駐車場条例改正
	//	「三山森林景観保全・再生ガイドライン」作成
	//	「CASBEE京都 既存・改修」策定
2012(平成24)年	8月	「第1次一括法案」都市計画法に関する部分の施行
	//	都市計画道路の一部廃止にかかる都市計画変更(1路線, 約2.3km)
	12月	「京都市の防災対策総点検」最終報告
	2月	「京都市都市計画マスタープラン」策定
	4月	区域区分等の権限が政令市に移譲
	//	「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」施行
	7月	「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」の策定